

鎌倉市立大船小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月 改訂
鎌倉市立大船小学校

【学校教育目標】

- (1) よく考え、すすんで学ぶ子
- (2) 心豊かな子
- (3) 健やかでたくましい子

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・ インターネット上にスマートフォン等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする 等

【いじめに対する基本認識】

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得ることである
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得ることである
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある
- いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- いじめは、その行為や様態により、犯罪行為として取り扱われるものもある

1 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人によって感じ方やとらえ方が異なるため、「いじめ」なのかどうかの判断は慎重に行われなければなりません。大切なことは、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員がチームとなって迅速に対応することです。いじめ問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けて適切に取り組めます。

本校のすべての子どもにとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や市教育委員会との連携も密にし、子どもたち一人ひとりに対しチームで支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解消に努め、「(いじめを)しない、させない、許さない、見逃さない」を指導指針に、「いじめのない学校」を目指します。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組む必要があるため、日頃から地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めていきます。

(いじめの禁止)

本校では、いじめを禁止するとともに、いじめを放置しません。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組めます。

また、いじめが疑われる場合においても、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 「特別の教科 道徳」の時間などをおして、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え議論し、自分の行動を振り返る機会を設けるよう努めます。
- 教職員は、児童が大人たちに悩みなどを打ち明けることができる関係・環境づくりができるよう努めます。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。

- 児童が主体的に考えられるよう、日頃から分かる授業を心がけ、授業づくりに努めます。
- 学校関係者や地域の方等との連携をとおして、教育活動における様々な場面で「いのちの大切さ」を学ぶ機会を設定していきます。
- 「いじめは決して許されない」という共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議をとおして共通理解を図り、組織的に対応します。
- いじめの防止等のための対策に関する取組を年間計画に位置付けて実施します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努めます。
- 定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を次のように整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速かつ確実に対応します。

<定期的な調査方法>

- ① 児童対象いじめ等のアンケート（「生活アンケート」）調査と個人面談（担任と児童）
年3回（6月、11月、2月）
- ② 個人面談（教育相談）を通じた保護者からの児童の生活や学習に関する相談
年2回（7月、12月）
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① 教育相談員、スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談窓口（教頭・児童支援専任）の設置と周知

(3) いじめの解消のための取組

- いじめを見た、またはいじめの疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせ対応をするとともに、いじめに関わる情報を適切に記録します。
- 教職員がいじめに係る相談を受けた場合は、すみやかにその事実の有無を確認します。
- 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止等対策委員会」を開催し情報の共有と早期解消に努めます。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童を守るため、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめが解消している状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える

行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していることと、被害児童が心身の苦痛を感じていないことです。

○いじめが解消している状態に至ったと判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童には、日常的に注意を向け、再発防止に努めます。

○いじめを行った児童に対しても、いじめに至る状況や要因等を詳しく聞き取るとともに、相談・支援の体制をとり、健全な対応の仕方を考えさせ、必要な取組をします。

○いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

○はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることが理解できるよう指導します。

○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組みます。

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、市教育委員会に報告・協議し所轄警察署との相談や学校警察連携制度の活用など、警察と連携して取り組みます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

○ソーシャルネットワークサービス(SNS)をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、携帯電話利用教室等、必要な啓発活動を行います。また、「特別活動」における学級活動や「特別の教科 道徳」、「総合的な学習の時間」等の様々な場面を通じて、情報モラル教育の一層の推進を図ります。

○学校で実施する「生活アンケート」をもとにした児童の全員面談においては、ネットいじめに関しても広く把握するよう努め、いじめの早期発見に向けた取組を進めます。

(5) 学校評価における扱い

○学校は、いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、改善に取り組みます。

3 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめの防止等の取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、特定の教職員で対処するのではなく、必要に応じて外部専門家の参画も得ながら、学校全体で組織的な対応を行います。

【構成員】

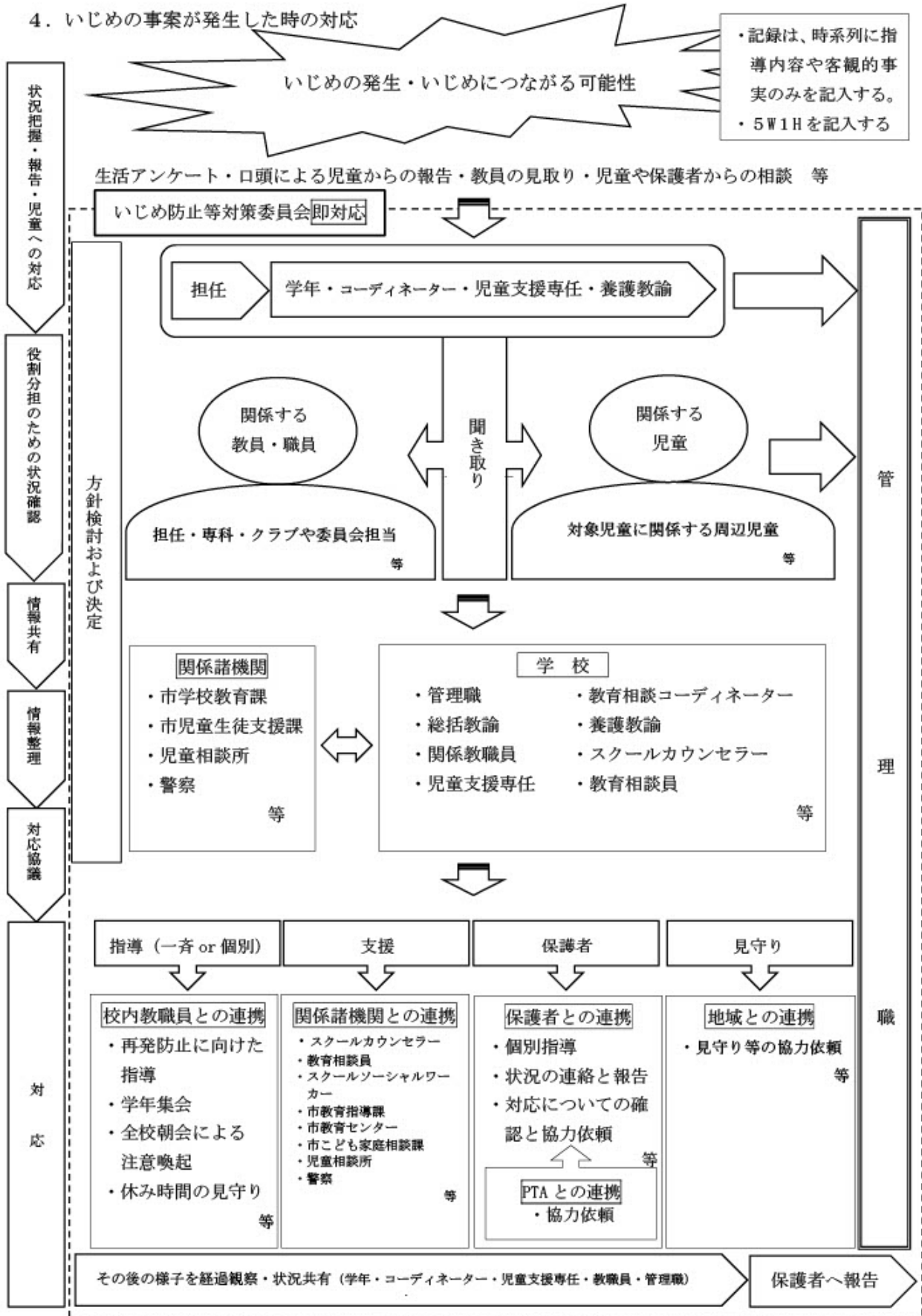
校長、教頭、総括教諭、児童支援専任、教育相談コーディネーター、養護教諭等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任等構成員を追加します。

【開催時期と内容】

いじめの事案が発生していない時でも、学期に1回程度は開催し、児童の情報交換をし、管理職への報告といじめ防止に努めます。

また、いじめ防止基本方針の見直しや、基本方針に基づく取組の年間計画の作成や実施等のほか、次のとおり対応します。

4. いじめの事案が発生した時の対応



5 未然防止・早期発見の年間計画（令和8年度）

月	いじめ防止等に関する取り組み	
	◎未然防止 ○早期発見	具体的な活動内容
年間	◎特別活動（児童会活動・クラブ活動・学校行事） ◎道徳教育 ◎情報モラル教育 ◎朝会をとおした生活のふり回り ◎行事をとおした人間関係づくり（遠足等） ○教育相談員、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用と関係諸機関との連携 ◎○支援会議（毎月） ◎○学年会（毎週）	
4	◎支援会議	・児童の引継ぎ
	◎学級開きの中でのルール作り	・学級経営、指導方針などの説明
	◎学年・学級懇談会	・学校・学級経営、指導方針などの説明
	◎タブレット端末の使い方説明	・児童、保護者へ向けたモラルを含む指導説明
	◎子どもSOS相談アプリの説明	・使い方説明
	◎大船小学校の約束確認	・資料配付、指導説明
	◎教育相談員、スクールカウンセラー紹介	・クラスへ回り全校児童への周知、学年懇談会・来校予定の手紙にて保護者へ周知
	◎児童支援全体会① ○教育相談週間	・校内にて児童支援のあり方について確認、全体共有 ・保護者と学校間で児童の様子等の共有
5	◎日光修学旅行（6年）	・行事をとおした人間関係づくり
	◎授業参観・懇談会	・学級での児童の様子等を保護者と共有
6	◎足柄宿泊学習（5年）	・行事をとおした人間関係づくり
	○生活アンケート① ○全員面談（児童）①	・学校や家庭での生活をふり回り、困りごと等を見とる ・生活アンケートをもとに児童に確認
7	○個人面談（保護者）①	・保護者と学校間で児童の様子等の共有
9	◎学級懇談会	・学級での児童の様子等を保護者と共有
10	○学校へ行こう週間	・学校での児童の様子等を地域の方にも見てもらう
	◎児童支援全体会②	・校内にて児童支援のあり方について確認、全体共有
11	◎運動会	・行事をとおした人間関係づくり
	○生活アンケート② ○全員面談（児童）②	・学校や家庭での生活をふり回り、困りごと等を見とる ・生活アンケートをもとに児童に確認
	◎学校評価	・アンケートをもとに児童の実態を把握
12	○個人面談（保護者）②	・保護者と学校間で児童の様子等の共有
	○生活アンケート③ ○全員面談（児童）③	・学校や家庭での生活をふり回り、困りごと等を見とる ・生活アンケートをもとに児童に確認
2	◎授業参・観懇談会	・学級での児童の様子等を保護者と共有

6 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「疑い」の段階から速やかに教育委員会に報告し、市いじめ防止基本方針に則って対応する。（市基本方針「Ⅲ 重大事態への対応」14p及び「いじめの対応の流れについて」に基づく。）

7 その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ◇いじめの早期発見に関する取組に関すること
- ◇いじめの再発を防止するための取組に関すること